

## 1 職員の処分内容

- (1) 被処分者 【所属】 都市整備部  
【性別】 男  
【年代】 50代  
【役職等】 6級(課長補佐級)
- (2) 処分内容 減給 10分の1 3か月
- (3) 処分年月日 令和2年2月14日

## 2 非違行為の概要と処分理由【人に傷害を負わせ、その後の救護義務違反による交通事故】

令和元年10月に上記被処分者の自家用車(通勤途上)と自転車が接触し、自転車及び自転車運転者が転倒、その後、被処分者は、自転車運転者の救護義務を怠った。

令和元年11月、救護義務違反により、3年間の運転免許取消処分が確定、令和2年1月、不起訴処分となったことを確認し、処分を行うこととした。

被処分者の行為は、地方公務員法第33条に反する信用失墜行為に該当するもので、公務員としての自覚を欠く行為であったことから、同法第29条第1項第1号(法令等に違反した場合)及び第3号(全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合)の規定により、3か月間給料月額10分の1を減給する懲戒処分とした。

## 3 市長のコメント

この度、処分を科すにあたり、あらためて、市民の安全を守る立場の公務員である本市の職員が、市民の皆様の信頼を損ねてしまったことに対し、心よりお詫びを申し上げます。

今後は、交通安全対策の指導徹底を図るとともに、事故後の救護を怠るといふ、全体の奉仕者たる公務員にあるまじき行為を二度と起こさせないよう、綱紀粛正をさらに徹底し、市民の皆様への信頼回復に努めてまいります。